

館林市移住定住Instagram公式アカウント運用方針

1 趣旨

本運用方針は、館林市ソーシャルメディアの利用に関する基本方針に基づき、館林市がInstagramを移住希望者・市民等への情報提供媒体として運用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 運用するソーシャルメディアの種類

Instagram（Instagram）

3 運用主体及び運用管理

公式Instagramの運用主体は館林市及び館林市移住コーディネーターとする。また、運用管理責任者は企画課長とし、アカウントの管理等は企画課が行う。

4 アカウント名及びユーザー名

アカウント名：群馬県館林市 移住定住情報発信

ユーザー名：tatebayashi_iju_official

5 アカウント運用者の明示

なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、運営主体として公式Instagramのアカウント名を市公式ホームページに明示する。

6 発信内容等の明示

本運用方針で定めるアカウントの運営主体及び発信内容、発信方法等について、公式Instagramのプロフィール欄に明示する。

7 発信内容

本アカウントでは次に掲げる事項について発信する。なお、発信にあたっては「館林市ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン 4 利用にあたっての原則」を遵守しなければならない。

- (1) 館林市の魅力（風景、イベント、公園、季節など）に関する情報
- (2) 館林市の暮らしに関する情報
- (3) 館林市で活躍する移住者等の情報
- (4) 館林市内の店舗や商品等に関する情報
- (5) 移住定住に係るイベントや政策等の情報
- (6) その他運用管理者が許可した情報

8 いいね及びフォローへの対応

他の投稿に対する「いいね」機能や、他アカウントへの「フォロー」機能については、必要に応じて使用するものとする。

9 ダイレクトメッセージへの対応

本アカウントへのダイレクトメッセージについては、原則として対応しないものとする。

10 コメントへの対応

本アカウントへのコメントについては、投稿内容に関連するものに限り、必要に応じて対応する。

なお、その他市への意見・要望等には対応しないものとする。

11 リポスト機能の運用

次の要件を満たす投稿に対しては「リポスト」機能を活用し、情報発信を行う場合がある。

- (1) 当アカウントをフォローしていること
- (2) 移住定住に関するハッシュタグをつけた投稿であること
- (3) 館林市に関連する内容であること

12 禁止事項

以下の内容を含んだ投稿（コメント等）を発見した場合、管理者が事前の通告なく投稿の削除あるいはアカウントのブロック等を行う場合がある。

- (1) 個人、団体、公的機関等を誹謗中傷する内容
- (2) 他者になりすます等の虚偽や事実と異なる内容
- (3) 広告、宣伝、勧誘、営業活動等の営利を目的とした内容
- (4) 政治、選挙、宗教活動を目的とした内容
- (5) 第三者の知的財産権（著作権、商標権、肖像権等）を侵害する恐れがある内容
- (6) 法令等に違反している、又は違反する恐れがある内容
- (7) 公の秩序又は善良の風俗に反する内容
- (8) 本人の承諾なく個人情報や特定・開示・漏洩する等、個人のプライバシーを侵害する内容
- (9) わいせつな表現等を含む不適切な内容
- (10) Instagram 利用規約に反する内容
- (11) その他、当アカウントの運用上、他人に不利益を与える等、管理者が不適当と判断した内容

13 著作権

- (1) 掲載している全ての情報（文章、写真、イラスト、動画等）に関する著作権は、館林市に帰属する。
- (2) 「私的使用のための複製」や「引用」など、著作権法上認められる場合などには、転載の対象となる内容を改編せず、引用元を明記すること。

14 免責事項

- (1) 投稿は細心の注意を払って行うが、情報の正確性、完全性、有用性について保証するものではない。
- (2) ページを利用することで生じた直接・間接的な損失について、管理者は一切の責任を負わない。
- (3) 当運用方針は、予告なく変更、見直し又は中止をする場合がある。

15 その他

この運用方針は、令和4年7月13日から適用する。